別紙１

インフルエンサー招聘等による「新潟＝ソウル線」利用促進業務
委託仕様書

新潟空港整備推進協議会

１　事業概要

(1) 趣旨

本業務は、「新潟＝ソウル線」（以下、「ソウル線」という。）が令和８年６月１日からデイリー運航に増便したことを受け、デイリー運航を安定的に維持するための需要創出策として、FIT（個人旅行者）需要の取込みのため、インフルエンサーによるインバウンドプロモーションを中心とした施策を実施するものである。

(2) 仕様の設計にあたっての背景・考え方

ソウル線は、近年、FIT による利用が増えている傾向にある。したがって、インバウンド旅客の誘客施策としても、FIT の誘客を図る施策を推進する必要があるところ、新潟というデスティネーション自体の認知度自体がそもそも足りていないという指摘があることから、まずは新潟の認知度向上のための施策を FIT に届くように実施する必要があると考えられる。

FIT は SNS 等の情報を参照して旅行先を決定する傾向にあることから、SNS 上で影響力を持つインフルエンサーを活用して情報発信を行い、SNS 上に新潟の情報を増やしていくことが重要である。かつ、インフルエンサー施策の中でも、「マイクロインフルエンサー」（フォロワー数が１万～10 万人程度の比較的小規模なインフルエンサーをマイクロインフルエンサーと定義する）を中心として起用し、多くのインフルエンサーに新潟に関する多様な発信を行っていただくことが、SNS 上で新潟の情報量を増やすことを主眼にした場合、最も効果的な施策であると考えられる。

なお、韓国で最もよく参照されるポータルサイトである「NAVER」において、新潟の情報を検索した際に最上位表示される新潟の「ホームページ」とも言える Web ページ（新潟ホーム）を別途構築中であるが、新潟ホームは新潟に関連する SNS の情報等を自動収集する機能があることから、新潟ホームの充実のためには、収集される情報の量・種類を可能な限り増やす必要がある。このような事情も、本業務においてマイクロインフルエンサーの活用を主軸に据える理由の一つである。

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

(4) ターゲット

韓国在住の訪日旅行関心層

３　委託業務内容

(1) インフルエンサーを活用した情報発信

①　マイクロインフルエンサーの活用

マイクロインフルエンサーを複数名起用し、SNS 上での情報発信を行うこと。

なお、インフルエンサーの起用・情報発信にあたっては、以下の条件を満たすこととし、起用するインフルエンサーの詳細、人数、取材・発信スケジュール等を提案すること。

ア　取材コンテンツについては、取材時期や情報発信重点コンテンツ等を考慮の上、委託者と協議の上、決定すること。

なお、以下のテーマに関する発信は必須とし、これらのテーマに関する情報発信を行うインフルエンサーを最低１名ずつは起用すること。

【テーマ】

・ローカルフード

・大地の芸術祭　※2027 年にトリエンナーレ(本祭)を迎えるため

イ　韓国人旅行者が本県への旅行の検討に活用できる観光情報のほか、ソウル線や新潟空港利用の促進を意識する内容（※）を発信内容に含めること

※　路線情報、新潟空港からの二次交通等

ウ　インフルエンサー自身が現地を実際に取材した上で情報発信すること。なお、取材を行う際は、ソウル線を利用して新潟を訪れること。

エ　マイクロインフルエンサーは 10 名以上起用すること。なお、本業務が SNS 上で新潟の情報量を増やすことを主目的に置いていることを踏まえ、可能な限り多くのインフルエンサーを起用するよう努めること。

②　ミドルインフルエンサーの活用

SNS におけるフォロワー数が 10 万人～100 万人程度のインフルエンサーをミドルインフルエンサーと定義し、SNS 上での情報発信を行うこと。

ミドルインフルエンサーは、フォロワー数のほか、以下の条件を満たす者を最低２人起用することとし、詳細は提案すること。

・　旅行ジャンルの発信を主とするインフルエンサー

・　NAVER 公認ブロガー

なお、情報発信にあたっては、上記①ア～ウの条件を同様に設けることとするが、インフルエンサーの取材内容や取材コース・発信内容については委託者と事前協議・事前確認を行うこととする。

③　効果測定

インフルエンサーによる発信が実際の行動（ソウル線を利用した新潟への旅行）に繋がったかどうかを確認できる方法を検討し、提案すること。

④　インフルエンサーによる情報発信に係る留意事項等

ア　取材、情報発信に係る手続き等

○　取材許可に係る調整や施設、コンテンツ利用に係る手配、精算、権利関係の整理等、取材に係る関係機関との調整は受託者が行うこととし、関係者への説明にあたっては、県（新潟空港整備推進協議会）が実施する事業であること、事業の趣旨等をよく説明すること。

○　インフルエンサー等が取材・情報発信をする場合、本事業の趣旨や記事投稿のルール等を説明する案内書類を作成して配布するなど、事業への理解を促すこと。

○　受託者は取材者に旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入させること。

なお、旅行期間中に取材者が病気・怪我・物損等をした場合においても、委託者は一切の責任を負わない。

○　SNS 等での発信内容は、日本語に翻訳した上で、委託者へ報告すること。

○　令和５年 10 月１日より施行された景品表示法第５条第３号の規制対象とならないよう、ステルスマーケティング対策を行うこと。具体的には、新潟県及び新潟空港整備推進協議会が依頼主であること、新潟県及び新潟空港整備推進協議会から金銭の授受や物品・サービスの提供を受けていることを、情報発信時に明示させること。

○　インフルエンサー等が取材・情報発信をする場合、取材コンテンツや交通事情等の評価・改善点に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容については、委託者と協議の上、決定すること。

イ　費用負担の考え方

インフルエンサー等が取材、情報発信する場合、本事業費で負担するのは、訪日に係る旅費及び県内滞在に係る費用とし、上限額を設けることとする。なお、上限額については委託者と受託者で協議の上、決定する。

ウ　二次利用

本事業で取材者が撮影した素材（画像・動画）等の成果物に係る一切の権利は、新潟県及び新潟空港整備推進協議会に帰属するものとし、事前に取材者・情報発信者等に確認し、承諾を得ること。

ただし、利用が困難と認められる場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。

(2) グリーンシーズンのソウル線利用促進のための広報

インフルエンサー施策の他、グリーンシーズン（概ね４～６月）のソウル線利用促進に寄与する具体的な広報施策を提案すること。

ア　広報の手法

FIT を中心とした層にアプローチできる媒体・手法を提案すること。

イ　広報の内容

グリーンシーズンの新潟県の魅力、観光情報等を発信する内容とし、具体的には広報手法に応じた内容を提案すること。

ウ　実施時期

グリーンシーズンの利用促進を目的とした広報であることから、広報を見たターゲット層がグリーンシーズンに実際に旅行を行うまでのリードタイムを意識したタイミングで広報を実施することとし、具体的な時期は提案すること。

(3) その他付随業務

①　翻訳

韓国国内で行われる広報であることから、広報のクリエイティブ等に用いる言語は韓国語とし、韓国語への正確な翻訳を行うこと。

②　進捗状況の報告

受託者は、本事業が円滑に行われるよう、委託者と連携を密にし、適宜調整を図りながら事業を実施すること。

③　実績報告書の作成、提出

委託業務終了後、実施結果及びその効果についてまとめた「実績報告書」を作成し提出すること。実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。

ア　統計データー式

広告媒体ごとの情報到達人数(インプレッション数、クリック数等)、年齢層、性別、居住地等の数値を可能な限り捕捉し、分析のうえ報告すること。

イ　その他委託者が指示するもの

３　委託料の支弁の対象となる経費等

(1) 支弁の対象となる経費

本業務を遂行するために必要な経費のうち、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。対象となる主な経費は次のとおり。

①	人件費	受託者の従業員が当該業務に従事した分に係る給料手当、社会保険料等
②	消耗品費	各種事務用品、広報に係る印刷製本費等
③	旅費交通費	受託者の従業員等の費用弁償旅費
④	役務費	通信運搬費、広告料等
⑤	賃借料	機材借上料、会場借上料等
⑥	雑費	上記①から⑤に含まれないその他の雑費
⑦	一般管理費	当該委託業務に関する管理費用
⑧	上記①から⑦に係る消費税及び地方消費税に相当する額	

(2) 支弁の対象とならない経費

次に掲げる経費は対象外とする。

① 国、地方公共団体等の補助金、委託費等により支弁されている経費
② 土地、建物等を取得するための経費
③ 施設や設備を設置又は改修するための経費
④ 飲食に係る経費
⑤ 当該事業との関連性が認められない経費

６　留意事項

・ 受注者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
・ 本業務の実施に伴う、著作権など一切の権利については委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。
・ 受託者は、本業務に関するホームページなどの全ての作成物について、電子データを委託期間終了までに委託者へ提出すること。また、委託期間終了後も、委託者が本業務に関する作成物の電子データ等の提出を求めた場合は、これに応じること。

７　その他

・ 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意のうえ変更することができるものとする。
・ 受注者は、本業務において、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。